

ダイワSMA 特定口座サービス利用規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第14条 規定の変更</p> <p>この規定は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要と認めた場合には、<u>当社は、お客様に通知をすることなくこの規定を変更することができます。ただし当社は、その内容の重要性によっては、各お客様へかかる変更内容を通知し、又は公表するものとします。</u></p> <p>附則</p> <p><u>1. この規定は、平成18年5月1日より適用させていただきます。</u></p> <p><u>2. この規定は、平成19年9月30日より適用させていただきます。</u></p> <p><u>3. この規定は、平成24年3月1日より適用させていただきます。</u></p> <p><u>4. この規定は、平成30年2月1日より適用させていただきます。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第14条 規定の変更</p> <p>この規定は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要と認めた場合には、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><u>削</u>る</p> <p>この規定は、<u>2020年4月1日より適用されます。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>